

# 2025年度臨時総会議案

日時 2026年3月22日(日)

午後1時30分

場所 部落問題研究所(WEB会議)

## 【議事日程】

1. 開会の辞
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 書記任命
5. 議事
  - 《第1号議案》 2026年度事業計画(案)
  - 《第2号議案》 2026年度資金調達及び設備投資の見込みについて
  - 《第3号議案》 2026年度収支予算(案)
6. 閉会の辞

## 《第1号議案》

### 2026年度事業計画（案）

#### 一 研究活動の基本方針

公益社団法人部落問題研究所（以下、研究所）の目的は、「部落問題をはじめとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与すること」（「定款」第三条）である。

研究所は、この目的を実現するため、

- ① 解決段階にある部落問題および日本社会における人権と民主主義の歴史と現状、その課題、
- ② 人権と民主主義の担い手としての市民の暮らしと発達とに関する諸問題のそれぞれについて学術的な調査・研究を行い、その成果を社会的に普及する事業を推進する。

この中、部落問題については、

- ① 解決過程の到達点とそれを可能にした道筋や諸条件を明確にし、
- ② その進展を阻害する動向の問題点を解明し、これを社会的な合意とするよう努める。

研究所は、以上の課題を研究部門ごとに研究方針として具体化し、研究活動を推進する。

#### （1）人権及び民主主義に関わる内外の動向

戦争は人々の生命自体を奪うという最大の人権破壊であり、平和は人権保障のための必須で根底的な条件である。このことをアジア太平洋戦争とその敗戦の中から掴み取ったことによって生み出されたのが、「日本国憲法」の平和・民主主義・基本的人権に関する諸原則であった。

しかし、現在の世界では、再登場したトランプ政権による平和的国際秩序を揺るがす武力発動、軍事・外交・関税政策における自国第一主義と国連軽視の動きは、ヨーロッパでの右派勢力の台頭とも連動している。「停戦」後もイスラエルによるガザ武力攻撃が続き、2月28日にアメリカ・イスラエルは宣戦布告なしのイラン爆撃でホメイニ師他の政府首脳を殺戮した。少くない子どもや一般市民も爆撃の犠牲となった。ロシアのウクライナ侵攻に始まり、年明け早々のトランプ大統領指揮下の米軍特殊部隊によるベネズエラ大統領の拉致事件に次ぐ、軍事力で国際秩序を破壊する今回の事態は、第3次世界大戦に発展しかねないものである。そんな中、世界の平和と人権を求める人々の活動も新たな広がりを見せ、アメリカ国内でもニューヨーク市長に民主党左派のマグダニ氏の当選、連邦裁判所によるトランプ関税を違憲とした最高裁判決など、厳しいせめぎあいの局面にある。日

本で2月8日に実施された総選挙の結果、衆議院では集团的自衛権容認、原発再稼働、改憲勢力が3分の2の議席を超え、外国人排除を唱える政党の議席も増えた。

研究所は、このような自国第一主義・排外主義と「力の支配」による秩序形成を図ろうとする勢力が内外で影響力を増すことは、世界的規模で政治・社会の「分断」を拡大し、人々の平和的生存と人権・民主主義の実現・徹底を阻害するものとして強い懸念を抱くものである。軍事費の拡大は、国民の暮らしを守る社会保障や、教育にかける財源を圧迫していく。新自由主義政策の下で進行する非正規労働者化は女性や若者、高齢者で広がり、物価高で実質賃金の低下が続く一方で、大企業の内部留保は拡大し富裕層への優遇税制で所得再分配が機能せず社会的な格差が深まっている。そのことを覆い隠すように、人権の侵害に苦しむ人々の排除や分断を助長し、あるいは世代間対立や移民規制の問題にすり替える動きも起こってきている。また、新自由主義政策は地域の構造も変容させ、大都市は高騰する地価の面から、地方は生活を支える社会資本衰退の面から普通の人が安心して住める地域ではなくなってきている。

学術研究・教育については、国立大学法人化以降、運営費交付金の逡減策の中で大学の民主的運営方式の後退と軍事協力研究の拡大の動きが進み、日本学術会議は会員任命拒否に続いて学術会議の法人化がすすめられ、2026年10月に特殊法人に移行する。研究所は、『部落問題研究』254輯に「時評」を掲載し、「声明」を発出したが、引き続き、日本学術会議協力学術研究団体の一学会として、自律性の確保を求める学術会議の自己改革努力を支援する。

学校教育における統制の強化とともに、人権教育の徳目化も進んでいる。研究所は、このような動向を注視し、「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）に関する批判的検討を『部落問題研究』255輯に掲載したが、その問題点を分析して必要な社会的発信に努める。

一方、近年続発する激甚災害は、人々の生活と産業の場であり、人権と民主主義が実現されるべき場である地域社会に深刻な打撃を与えている。さらにその打撃は、地域産業の基盤であり、人々の生命を直接支える農林水産業の衰退とそれを放置する政策によって倍化している。

以上のように深刻な状況が展開する中、SNSが世界を覆い、人々の生活と思考、社会関係に深く広く浸透し、選挙・政治の帰趨をも強く規定するようになってきている。このことが、対面での人間関係とそれに基づく言論空間の中で育まれてきた人権と民主主義の在り方にも重大な影響を与え始めている。研究所は、このような21世紀的状況が人権と民主主義に与える影響の分析に努める。

一昨年、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞したことは、平和を希求し、人権と民主主義の実現を求める日本と世界の人々を励まし、大きな希望を与えたが、その流れに逆行するような集团的自衛権と核兵器依存の容認などの動きが顕在化してきた。2月の総選挙で議席の多数を得た改憲勢力の動きに警戒を強め、平和主義、

国民主権、基本的人権の尊重を定める日本国憲法の真価を確認し、定款に定めた目的を実現するため、部落問題解決過程に関する次のような認識に立って、研究・事業活動を確認し、遂行する。

## (2) 部落問題の解決過程の到達点と研究課題

### 1. 到達点の認識をめぐって

日本社会の民主主義的発展にとってきわめて重要な社会問題であった部落問題は、解決段階に到達している。現在、「旧同和地区」内外の住民の混住や転出、通婚の広がりによって、その内実は大きく変貌している。政府が行った1993(平成5)年調査の段階ですでに環境や職業・教育における地域的格差も改善し若い世代での通婚の広がりが確認されている。それ以降30年が経過している今日では、「旧同和地区」住民の生活状況が全体として低位にあり、広く結婚差別があるなどといった事実はない。「同和地区」住民の暮らしの中で生起している生活上の困難は、日本社会全体を覆う格差・分断の進行の現れであって、そこに人々が連帯して課題解決に取り組む必要と条件が存在している。

これまで、「旧同和地区」内外の広範な地域住民の努力により、部落差別は許されないとする基本的な社会的合意も広く成立してきている。今日では、「旧同和地区」内外の融合が進展し、最早その区別は客観的には存在しないし、一部に言われるような「被差別部落」は存在しない。このような部落問題解決の到達段階を一部の行政やメディアや識者は無視している。その根拠に「旧同和地区」地名を記した出版物や、ネット上での動画や書き込みの流布、あるいは「部落差別の解消の推進に関する法律」第1条に「現在もなお部落差別が存在する」との記載があることなどが指摘される。ネット上の書き込みは国民のごく一部のものが行っている行為であるにもかかわらず、そのことがメディアや研修等で殊更にクローズアップされ、「部落差別」はなくなっていないと誇張され「虚構の現実」が構築されているのである。

また「根深い差別」論を主張する人びとの中には、「被差別部落民」としてのアイデンティティを強調して「部落民としての解放」や、異種のものとの共存を意味する「共生」を解決の姿だと強調するものもある。この主張は、封建社会での旧身分に起因する問題を、人種・民族差別と混同し、克服したはずの旧身分に永遠にこだわり続けるといった自己矛盾を抱えた立場である。社会的問題・困難を「差別-被差別」の二元論で捉えるのではなく、「個人の尊厳」に関わる問題として捉えることによって、問題の本質が広範な人々に理解され、連帯を生むことに注目しなければならない。

かつて同和行政施策の対象となった「旧同和地域」の現在の実態を俯瞰すると、地域の変貌を四つの類型に分類することができる。第1の類型は同和特別対策が地区内外を融合させるかたちで完了し、混住化が大きく進んだ地域、第2は特別対策が終結し、交通至便の立地条件に着目したホテルやマンション業者等が進出してきている地域、第3は旧同和公営住宅に大量の空き家が放置されその管理が問題になっている地域、第4は「同和」を

冠した特別施策が今なお地方自治体単独で継続され、財政負担と市民的理解の困難を抱えている地域である。このうちの第3、第4は部落問題解決の障害物にもなっている。

他方、多くの「旧同和地区」では、1970年代以降進められた、住宅地区改良事業や小集落地区改良事業等で整備された公営住宅等の立て替え時期が来ており、入居者の高齢化と空き家化の現象もみられる。すでに立て替えや改修が進んでいる地域と計画が中断している地域もある。一般公募も進め住宅問題の緩和に役立てつつ、融合による部落問題の最終的解決に結びつくようなまちづくりをすすめることが課題となっている。

このように考えると、先に述べた「部落差別が根強く残っている」といった言説や理解は日本社会を民主化するために注がれてきた多くの人々の労苦と行政施策の成果を無視するものである。また、若い世代に「しよせん差別はなくなるらない」といった「あきらめの感情」を広げることにつながる有害な側面をもっていることにも注意を向ける必要がある。

## 2. 市民的自由と民主主義抑圧につながりかねない差別規制

2016年の「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）の成立後、自治体の「人権意識調査」で「内心の調査」や部落差別の助長につながりかねない調査項目の設定や、「部落差別解消」条例の策定（三重県での2022年「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への改訂、2020年和歌山県「部落差別の解消の推進に関する条例」など）、2018年の法務省の依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」、「全国部落調査」復刻版に関する2004年の最高裁での上告棄却（2023年の東京高裁判決の確定）など、公権力による「部落問題」をテコにした「差別」規制の動きが強まっている。東京高裁判決は、「部落差別は根強い」との認識を前提として「本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報の公表」により、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ」、「人格的な利益を侵害するもの」とした。

国家権力や企業などの社会的権力による差別を法的に規制する必要性は重要である。しかし、市民間で生ずる差別的言動や偏見の解消は、情報の抑制や脅しや刑罰によって進むものではない。むしろ敬遠し、あるいはことなかれ主義の沈黙を助長することにつながる。市民間の自由な議論や学問研究の成果の共有と情報交換や、地域社会での共同の活動を通して、個人の尊厳を相互に確認していくといった、市民社会の民主主義の水準を成熟させていく道筋によらなければならない。ここに部落問題の解決過程で「表現の自由」がもつ重要な意義がある。

また、2024年は八鹿高校事件から50年目の年で再び注目されることになった。この事件を契機に国民融合論が展開され、同時に裁判を通して真相を明確にし、それによって勝訴を積み重ねた運動が、政府の同和行政の転換をもたらした。1986年の総務庁基本問題検討部会報告書で強調された、①同和問題についての自由な意見交換できる環境づく

り、②行政の主体性の確立と行政運営の適正化、③エセ同和行為の排除、④同和関係者の自立向上精神の涵養、等が確認されて部落問題解決の歩みの画期となったのである。当時八鹿高校の生徒自治会長であった濱道生氏は、「八鹿高校事件は同和教育を巡る解同と八鹿高校の先生の対立ではなく、行政と警察が結びついた権力犯罪であり、八鹿の闘いは暴力と恐怖による地域支配・教育介入に抗して、自由と民主主義・教育の自主性・安全と平和を守るための闘いであった」という点で普遍性を持つものであると述べている（『八鹿高校事件と八鹿高校生徒自治会』、部落問題研究所、2026年）。八鹿高校事件とその後の展開もまた、部落問題の解決過程で「表現の自由」がもつ重要な意義を示すものである。

### 3. 国際人権に関わる動き

2024年4月に日本弁護士連合会は、「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を公表したが、その中で「人種的差別」を「人種、皮膚の色、世系（被差別部落を含む。）、民族的若しくは種族的出身、国籍（以下「人種等」という。）に基づくあらゆる区別、排除、制限」と規定した。その上で、部落差別解消推進法の「現在もなお部落差別が存在する」という規定を根拠に「同和对策事業等によって社会が解決すべき部落差別問題が解消されたとする意見は、部落差別の現実を理解せず、部落差別解消を阻害する誤った考え」と付記している。このような見解は部落問題解決が大きく前進している現実を完全に無視したものである。また、国連の女性差別撤廃委員会が発表した日本政府に対する「総括所見」では、「アイヌ、部落、在日コリアンの女性、障がい者女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの女性、移民女性が、教育、雇用、医療へのアクセスを制限する、交差する形態の差別に現在も直面していることを懸念している」と述べ、「部落（Buraku）」が根拠なく他の属性と並列して列挙されている。これは日本の特定のNGOからの報告を十分に検討することなく取り入れたものと思われる。

研究所は、「包括的差別禁止法」について提言を用意している日本学術会議の小委員会のメンバーと2025年12月に意見交換を行った。その結果、民族差別や障がい者差別など属性の異なる差別と同列に部落差別が扱われていることが明らかとなり、部落問題の本質（属性）および現状についての正確な認識に基づいた議論を進めるよう要請した。

研究所は、部落問題を解決段階に到達させることができた歴史的要因を解明する。それとともに、さまざまな人権問題とその解決のあり方を、権力的な統制によってではなく、市民社会の民主的成熟を基本に据えて捉える立場から、国際的な視野にも立って理論的実証的な研究を推進し、その成果を社会に発信することが求められている。

また、経済の国際化と市民の人権意識の向上の下で、企業内部や取引関係において、人権への配慮が意識されるようになり、企業の側も株価維持や投資確保を含む企業防衛の観点からではあるが「ビジネスと人権」に取り組む動きが強まっている。これは人権と民主主義の浸透において積極的な側面を持っており、高校・大学などの教育機関や経済団体の

自覚を高める働きかけが必要となっている。

### (3) 部落問題研究所の当面する課題

研究所は、①「部落問題」解決の歴史的過程を実証的理論的に解明し、②解決の到達段階の確認、③差別に関する言説・思潮の分析、④国・地方自治体における「道徳的な人権尊重」推進体制と⑤法構造（判決や立法）の分析、⑥「旧同和地区」を含む地域の「人が住み続けられるまちづくり」政策の提案、⑦部落問題解決の実現を阻害する動向（分断）の分析、⑧人権の擁護・確立へむけた国内外の動向の分析等を当面する研究課題として設定する。

上記の調査・研究課題を進めるには、研究所の財政危機を克服するとともに、運営にかかわる人的体制をより確かなものとしつつ、具体的には次の方法で研究を推進する。

- ① 研究所の機関誌『人権と部落問題』は、部落問題と人権に関する今日的なテーマを設定し、研究者、教育者、人権問題に関わる人たちの多彩な論稿を掲載する。研究所は当該分野の学際的な理論的実証的研究の成果の普及にも努めるとともに、情報提供と交流の場としての機能を強める。本誌は研究所の財政基盤ともなっており、さらに広い読者層のニーズに対応した、誌面や編集の改善を進め、研究所の基盤を強化する。
- ② 研究所は、紀要『部落問題研究』を編集、発行し、日本社会の民主主義的發展に寄与するための人権課題に関する研究、差別論や国際人権、人権教育等に関する歴史的・学際的な研究をすすめる。さまざまな人権問題との関連で部落問題研究の意義をいっそう明確にする必要がある。そのため、歴史分野に加えて、各分野の研究グループでの共同研究を進展させると同時に、人権法や政治学などあらたな研究分野での共同研究を確立する。あわせて若手研究者の研究推進の場の提供にも積極的にとりくむ。
- ③ 人権運動の歴史的アーカイブズである基本財産3文庫の資料の保存・活用のため、引き続き資料の保全・整理を完成させ、目録の作成・公開、デジタル資料の公開方法を具体化するとともに、3文庫を活用した個人研究・共同研究を進める。また各地の解決過程の運動や行政に関する資料の保存収集のためのネットワーク体制を構築する。
- ④ 研究成果や関連する情報発信は、機関誌・紀要・書籍はもとより、講座や映像による発信YouTube等のSNSによる発信・普及活動を推進する体制を確立する。あわせて、学校・自治体・企業における人権学習・研修の実態を把握し、内容の当否を検討するとともに、市民や労働者にとっての人権学習のあり方や「ビジネスと人権」に関わる課題についても情報を発信する。
- ⑤ 国際人権など研究と実践が進んでいる領域から学び、日本社会の「現代人権論」を再構築する。同時に、部落問題研究で蓄積された研究成果を活かして、「包括的差別禁止法」に関する総合的研究会を立ち上げ、成果を出版、SNSや講座等で公表する。

- ⑥ 部落問題解決の歴史的成果を広く国民の共通認識にし、地域における新しいまちづくりの方向性を明らかにする共同研究や、部落問題の解決を阻害する諸要因に関する批判的研究を深化させ、その成果を出版、SNSや講座等で公表する。
- ⑦ 新しい領域・分野部会の新設も視野に入れ、教育・文芸分野の部会の再編を検討し、他学会や研究グループとの情報交換や共同研究の可能性を追求する。その中で若手の研究者や接触のなかった研究者との接触を深める。
- ⑧ 「研究員制度」を整理し、「研究員」登録を進める。
- ⑨ 研究諸課題を総合的に推進するため、多方面の協力を得て「人権・民主主義・部落問題フォーラム」を発展させる。

#### (4) 研究活動を進める体制

上記の課題を遂行し、研究活動を推進するため、以下に示すような有機的な体制を整える。それを通して、若い世代の研究者、関連する分野の研究者との連携を拡げていく。

これまで、(1) 部落問題研究の歴史的研究 [歴史]、(2) 現代部落問題論・人権論の研究 [現代社会]、(3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究 [教育]、(4) 人権に関わる文芸の研究 [思想・文化] の分野の主任研究員を置き、各分野の若干名を加えて、研究委員会を組織してきた。

これらの各分野で、科研費の研究グループも含めた継続的な共同研究のグループを組織していく。それらの研究グループを有機的に結びつけるために、主任研究員を中心に分野運営委員会をもつ。今後、研究委員会は、各分野の運営委員会の活動を連携させ、研究所全体の研究の発展を図る。その成果の上に立って、各年度の研究者集会を組織する。研究委員会は、その全体会を企画し、その準備のための総合部会を組織する。

各研究グループの研究例会を充実させ、その成果を『人権と部落問題』『部落問題研究』誌上に反映させる。それを通じて、両誌の定期的(安定的)刊行を継続する。また、『人権と部落問題』を、部落問題、および人権問題に関わる社会的情報を集約する場とする。これらを実現するために編集・刊行体制を充実させる。さらにそこでの多様な研究成果を出版物として刊行する。

これまで部落問題研究所として多くの大規模な共同研究を組織して成果を刊行してきた。近年では『部落問題解決過程の研究』(全5巻、2010～6年)があるが、その後は分野別の共同研究として『「行倒れ」の歴史的研究』(2021年)などを刊行した。こうした数年にわたる共同研究を組織して、その集約点として出版を位置づける。

## 二 研究の諸領域と集約

### 1. 分野ごとの課題

- (1) 部落問題の歴史的研究(主任研究員 塚田 孝・竹永三男)

人権と民主主義をめぐる状況とこの問題に対する取り組みの今日的展開をふまえながら、部落問題を前近代から現段階までの歴史展開の総過程の中で位置づけるとともに、身分と身分制、部落問題や人権にかかわる諸問題について各時代の社会構造全体の中で具体的に把握する研究に取り組む。

- 1) 歴史研究部門では次の諸点を課題として研究を進める。
  - 1) 身分と身分制、部落問題に関する歴史研究、社会運動史研究などの成果もふまえて、中・近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。
  - 2) 前近代の賤民身分および社会的に周縁的な存在を中心とする研究を総合的に進める。具体的には、貧困・移動する弱者を視野に入れた身分社会の歴史的研究、「近世の刑罰と身分」を主題とする共同研究、勸進と芸能の集団に関する研究などを推進する。その際、地域社会の構造とその展開との関連に視点を据える。あわせて、国際的視野での比較史的研究に取り組む。
  - 3) 近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにする研究を進める中で、地域史の再構成をめざす。部落問題・ハンセン病問題・「行き倒れ」・沖縄問題・ジェンダーなど近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動を歴史的に解明する研究に引き続き取り組む。
  - 4) 歴史的研究の基盤となる史料の保存・公開問題について、3文庫の保全・調査に基づく研究と情報発信に引き続き取り組むとともに、関係する歴史諸学会・アーカイブズ関係学会と共同・連携した取り組みを進める。
  - 5) 「部落問題解決過程の研究」の成果を踏まえ、部落問題解決過程の歴史的条件の究明に努めると共に、今日の日本と世界における人権と民主主義をめぐる諸問題とその解決のための歴史的条件に関する研究に取り組む。その際、戦後日本の部落問題をめぐる経験のもつ世界史的・普遍的な意義を明らかにすることに留意する。
- 2) 科学研究費助成事業に採択された研究課題に取り組むとともに、新規応募を引き続き積極的に進め、共同研究・個人研究の発展を図る。
  - 1) 2026年度より開始される基盤研究(C)「近世賤民制・刑罰体制の解体に関する総体的構造的な研究—幕末・明治初期を中心に—」の共同研究を推進する。
  - 2) 研究員を中心とする共同研究と研究員による個人研究を発展させるため、科研費の新規申請・継続申請を引き続き積極的に行う。その際、「研究計画調書」の作成に当たっては、関連する研究分野の研究員による助言を行い、内容の充実を図る。
  - 3) 科研事務において担当職員の負担を軽減するよう研究代表者が配慮するとともに、研究の確実な遂行を支える事務体制を整備する。
  - 4) 部落問題研究所の共同研究・研究員の個人研究として進められている各科研研究の内容を、会員・読者と社会に広く広報するため、引き続き『部落問題研究』誌上で研究内容を紹介する。
- 3) 研究会の開催と研究成果の発表を継続的・計画的に進める。

- 1) 研究方針を確実に実践するため、歴史研究会を計画的に開催する。また、そのためにも多様で継続的な共同研究のグループを組織し、それらの調整と交流のための歴史分野の運営委員会を組織する。
- 2) 合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係を引き続き強める。
- 3) 以上の共同研究、研究例会での研究報告などの研究成果を『部落問題研究』誌および第64回部落問題研究全国集会などに反映させる。

## (2) 現代部落問題論・人権論の研究（主任研究員 井手幸喜・石倉康次）

今日、新自由主義政策と戦争する国づくり政策のもとで日本国憲法の定める平和的生存権をはじめ諸権利が危機に直面しており、とりわけ社会権（生存権、教育を受ける権利、労働権など）をますます縮減、空洞化させる動きが強まっている。地方自治体においても、地方「行革」により教育、文化、福祉、医療などを削減する一方、人権を単に個人（私人）相互間の関係に関する意識の問題に矮小化し「人権啓発・教育」に収れんする傾向が見られる。さらに、事実・実態における部落問題解決の進展を無視ないし軽視して「部落差別」が「根強く存在する」という一面的な議論が行政やメディアで流布されている。このような論調は法曹界に影響をおよぼしているだけでなく、最近では、国連の人権機関の日本政府への提言の中で、アイヌや障がい者、ジェンダー差別と並列的に「部落差別」が強調される動きにもあらわれている。2016年12月の「部落差別解消推進法」の成立をうけて、地方自治体では部落問題に特化した条例制定をする動きも一部にみられる。しかし、その一方で、特定の事業者への特別の便宜を図る根拠にされていることが市民的な不信と反発を呼び起こしている。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる

- 1) 部落問題解決過程の地域的な偏差の実態とその歴史的・社会的要因について、調査研究を進める。
- 2) 「部落差別解消推進法」の成立をうけ、いくつかの地方自治体において部落差別解消に関わる「条例」制定の動きが見られる。こうした動向に関する資料を収集し、批判的に検討を行なう。
- 3) 旧「同和地区」で1970年代から80年代にかけて建設された「改良住宅」が一般公営住宅として扱われるようになっている。しかし老朽化と空き家化、入居者の高齢化とコミュニティの弱体化が同時に進行しており、住宅の改修・更新・閉鎖等が検討される一方で、国主導で新自由主義的な都市再生への転換を進める動きも顕著になってきている。このような契機をとらえて、地域での融合の促進と、住民自治を根付かせるまちづくりをどう進めるかについての検討を進める。
- 4) 地域における人権諸課題—貧困、子どもや高齢、障害にかかわる福祉問題、若者やおひとりさま支援、外国人などの支援—に関する実証的研究を若手研究者の協力を得て推進できる体制をつくる。
- 5) 「包括的差別禁止法」、「人種差別撤廃法」、「国際人権」、「ビジネスと人権」について

検討するチームを組織し、必要な検討、資料の収集・公開、提言の発表等を行える体制を整える。

### (3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究 (主任研究員 川辺 勉)

教育をめぐる事態は悪化している。2024年は、日本が国連「子どもの権利条約」を批准して30周年であった。この年の調査で、いじめ認知件数約77万件(10年前の4倍)、小中の不登校児童・生徒数約35万人、小中高生の自殺者529人、児童虐待約22万件余(10年前の3倍)で、過去最多を記録したことが明らかになった。また、精神疾患で休職した教員も7078人で10年前の1.4倍であった。2023年度調査であるが、過労死危険ラインとする月45時間以上の時間外勤務をした教員が、小学校24.8%、中学校42.5%であった。

さらに、全国で教員不足といわれている。全日本教職員組合(全教)が実施した「教育に穴があく(教職員未配置)」実態調査結果(10月、34都道府県・11政令市から集約)では、「教職員未配置数は小学校2248人、中学校1304人、高等学校385人、小中一貫校・義務教育学校・中等教育学校59人、特別支援学校512人、校種不明231人、合計4739人となった。」と発表した(2025年1月)。

国が人権教育・啓発の推進を決めて30年になるが、このような事態の進行は人権教育・啓発が現実から乖離して推進されてきたことを示している。

以上のような状況の中で、2025年6月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)第7条に基づき策定された「人権教育・啓発に関する推進計画(第一次)」(2002年)が改訂され、同計画(第二次)が閣議決定された。これを受け、文科省は2025年11月、「学校における人権教育のさらなる推進ため、[人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)]」の改訂に向けた「検討会議」を設置した。これらの改訂の根拠は、「近年の社会経済情勢や国際的潮流の動向」であって、子どもや教師の生きづらさ、人権状況が悪化している学校現場の状況は無視されている。

一方、安倍政権時代の「教育改革」は、「特別な教科道徳」と「学習指導要領」の完全実施で、未だ継続し推進されている。さらに、「個別最適化」をキーワードとする教育政策が展開され、ICT(情報通信技術)を活用した学校教育が推進されている。AIを使った授業も構想されている。究極の「自己責任学習」の推進であり、公教育の意味が根本的に問われかねない事態となっている。

1) 人権と教育研究分野では、次の研究課題を設定する。

- 1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定後に生じている部落問題と教育をめぐる事態を検討し、部落問題解決の観点から必要な批判を行う。
- 2) 地方自治体の「人権意識調査」や人権教育・啓発施策の実態を調査するととも

- に、1997年以降の国・地方自治体の人権教育・啓発政策の総括に着手する。
- 3) 人権教育と道德教育の動向をふまえ、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究をすすめる。
  - 4) 道德の教科化、教科書の事実上の「国定」化、政治教育の制約、新学習指導要領の全面実施、ICT（情報通信技術）・AIを活用した教育政策の推進などの「教育改革」を批判的に検討する。
  - 5) 2000年以降、子どもの権利に関わる条例が全国的に制定されており、「子ども基本法」（2022年）も含め「子どもの権利」について検討する。
- 2) 国・地方自治体の「人権意識調査」や人権教育・啓発施策の実態分析をテーマにした科研費申請を検討する。

#### (4) 人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて部落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるに当たり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根強い」言説の打破、差別克服にあたっての、文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。

なお、研究の指針は、従来通り、次の4点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。

『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究全国集会については、「思想・文化」分科会の運営を従来通り、文芸研究会が担当する。

なお、上記の方針により20数年間研究活動を継続してきたが、昨今の会員の高齢化に伴う深刻な事態に直面することになった。今後の研究活動の在り方を討議する1年にしたい。

#### (5) 人権問題・部落問題に関わる総合的研究（担当 研究委員会）

- 1) 部落問題解決過程の到達点に関する研究を、国際人権等も含めた諸分野の総合として

推進し、研究成果の普及を図る。20世紀後半の部落問題をめぐる経験の普遍的・世界的意義を明確にする。

- 2) 部落問題解決過程の進展を阻害する様々な動向について、今日の人権と民主主義に関わる運動と到達点をふまえて、批判的な検討を進めるとともに、諸々の差別の解消・禁止に関する諸動向を把握し、理論的研究を進める。

## 2. 科学研究費助成事業による研究の推進

- (1) 最終年度を迎える「部落問題解決過程の地域的偏差を生み出す諸要因に関する研究」(研究代表者：石倉康次／基盤研究C／2024～26年度)を、引き続き研究分担者および研究協力者の参加も得て推進し、研究成果のまとめを行なう。

また、同研究の成果を引き継ぎ発展させる研究課題を設定し、2027年度の申請をめざす。

- (2) 2026年度の科学研究費助成事業に申請した3件のうち、1件が採択された。

採択された「近世の賤民制・刑政の解体に関する総体的構造的研究 —幕末・明治初期を中心に—」(研究代表者：藤本清二郎／基盤研究C／2026～29年度)を、研究分担者らの参加を得て推進する。

- (3) 2026年度は採択にいたらなかった「近現代奈良県の地域構造の変容と部落問題 —部落大字・部落外大字・行政村関係に注目して」(研究代表者：竹永三男／基盤研究B)および「泉北における高度成長期の地域開発と文化財保存運動 地域史の発見と地域文化力の形成」(研究代表者：坂井田徹(森下徹)／基盤研究C)については、審査結果もふまえながら、あらためて2027年度の申請をめざす。

- (4) 今後の科研費申請のあり方、研究を支援する体制について検討する。

## 3. 「部落問題研究全国集会」などの開催

- (1) 第64回<sup>2</sup>部落問題研究全国集会の開催

- 1) 20~~2~~<sup>2</sup>6年10月24日(土)～25日(日)の両日、京都市内(龍谷大学、予定)で開催する。

①全体会(24日)

②分科会(25日)—「歴史(前近代)」「歴史(近現代)」「教育」「現状分析・理論」「思想・文化」

集会における研究成果の報告は、『部落問題研究』誌上で行う。

- 2) 開催方法—対面方式で開催する。

\*全体会は遠隔地参加も視野に入れ検討する。

- (2) 各分野の研究會を定例的に開催する。

### 三 成果普及事業とその推進体制

#### (1) 成果・情報の発信、提供

##### 1) 機関誌『人権と部落問題』

編集委員会が中心となって、『人権と部落問題』（月刊）を毎月（2000）部、年12回を編集・刊行する。多数購読・頒布を図ることのできる重点企画を1、2回程度設定する。デジタル化推進委員会と連携して、PDF編集、紙媒体発行を継続しつつ、電子版提供のメリット・デメリット、可否等を検討する。

##### 2) 紀要『部落問題研究』

研究委員会編集担当者が中心となって、紀要『部落問題研究』（季刊）を各500部、年4回編集・刊行する。この内1冊は第6<sup>3</sup>回部落問題研究全国集会の報告書として編集・刊行する。定期刊行を確保するため、投稿・寄稿の増加に努める。その一方法として、各分野の研究会を充実させてそこでの報告を投稿に繋げる。また、デジタル化推進委員会と連携して、研究委員会の下で電子版提供について引き続き検討する。

##### 3) 図書の編集・刊行

事業委員会は研究委員会と連携して、学術図書を発行し、研究成果を学会に提供する。また事業委員会は市民向けの研究成果報告や情報を発信するため単行本を企画し、発行する。自費出版（部落問題関係図書）を促し、刊行する。

##### 4) 所蔵資料の保全・目録化、公開の推進

資料委員会は、資料の応急的な保存措置を進め、その資料目録の公開準備を継続して進めるとともに、措置が完了した資料の公開体制と手順を検討する。作業の終了した資料目録をHPに掲載し、学術情報提供の充実を図る。視聴覚等資料目録をHPに掲載する。

##### 5) 部落問題・人権問題関係図書・資料の収集

資料委員会は、歴史、現状、運動、行政、国際人権、教育、文芸、思想などの分野に関する関係図書・資料の収集を積極的に行う。

##### 6) デジタル化の推進

デジタル化推進委員会は、①HPの管理・充実、②研究データのデジタル保存と公開（科研費研究にかかる研究根拠データのリポジット化を含む）、③所蔵資料の目録公開と史料閲覧、④SNS時代に対応した情報の人権・部落問題情報の発信（動画のオンデマンド提供の検討を含む）、⑤研究所発刊図書資料類で可能なものをネット公開する、⑥会員のメールアドレス登録、等の業務を推進する。

#### (2) 公開学習講座、交流会、学習会等の開催

1) 部落問題と人権問題の理解、広い教養・文化を促進するため、継続的に学習講座・講演会・映画会を開催する。その企画は、事業委員会で検討し、実行する。他団体と

の共催による開催も視野に入れる。

- 2) 国際人権、人種差別撤廃条約・反差別法や、SNSにおける諸情報（歴史地名、歴史資料；過去帳・古地図など）取り扱いに関して、幅広い団体との対話、交流を行い、多様な方法で見解を表明する。
- 3) 島崎藤村の作品の輪読会や「解放新聞を読む会」を引き続き開催する。
- 4) 部落問題・人権問題に関する相談に積極的に対応する。

#### 四 組織的連携

日本学術会議をはじめ、全国の研究機関、学会、全国各地で活動している研究会、国民的運動を進める諸団体などと連絡を密にして協力関係を発展させ、研究・調査の促進、成果の普及、他からの学習に努める。

#### 五 組織体制

定款および「所内体制規程」及び（別表1）に基づき、次のように具体的に組織を運営する。

- (1) 定時総会を2026年5月17日（日）に開催する。臨時総会を2026年度末に開催する。
- (2) 理事会をほぼ月例的に開催し、研究所の業務執行状況、財産状況について報告し、事業の運営について審議し、監事による監査をおこなう。
- (3) 「2026年度部落問題研究所の体制」を作成し、業務を分掌する。編集委員会・研究委員会・財政委員会・事業委員会・資料委員会・デジタル化推進委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議し、実行する。
- (4) 週1回、恒常的に常勤理事連絡会を開催し、諸委員会業務の進捗と連絡を図り、随時の適切な業務判断を行う。
- (5) 事務局業務遂行のため、事務局会議を恒常的に開催し、情報交換を行い、業務遂行に必要な打合せ、人的配置を行う。
- (6) 必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について連絡・調整する。
- (7) 将来検討委員会は当面開催を予定しない。必要が生じた場合その性格・構成等を検討して開催する。

#### 六 組織の維持・発展

##### (1) 会員の拡大

会員の協力を得て、10名の会員拡大を実現する。

(2) 定期購読者の拡大

会員の協力を得て、『人権と部落問題』10名、『部落問題研究』の10名の定期購読者拡大を実現する。

(3) 書籍頒布の拡大

発行図書の販売方針、計画を確立し、広報宣伝活動を強化し、販売普及を強力に推進する。

(4) 財政運営

財政悪化に迅速に対応するため、ほぼ月例の財政委員会を開き、財政状況をきめ細かく把握する。収益の増大、支出の減少に努める。3～5年の財政再建中期計画をたてる。

(5) 募金活動

部落問題研究所への財政的支援を目的とした募金活動（通常募金）に取り組む。募金目標は450万円以上とする。

(6) 遺贈促進活動

会員に研究所への遺贈を積極的に呼びかける。

(7) 研究所に関する基本情報の広報

研究所のウェブサイトとは別に、「部落問題研究所要覧」の2026年版（改訂版）を作成し、関係方面に配付する。

《第 2 号議案》

2026年度資金調達及び設備投資見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借り入れの予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却を含む。）の予定はない。

《第3号議案》

2026年度収支予算（案）